いのちと健康ニュース NO. 85

１９９５年　４月　１日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市熱田区沢下町９番３号
労働会館本館３Ｆ TEL.FAX 052-883-6966
編集発行責任者　中原　東四郎

［全　労　連］

第5回「いのちと健康」対策委員会

2/22、平和と労働会館で開催

第５回「いのちと健康」対策委員会は2/22開催され、2/1 施行の「過労死認定基準」新通達に関する今後の対策及び、「いのちと健康を守る第２回活動者養成講座・第３回学習交流集会」の開催を主課題として審議し、下記のように確認しました。

（１）新認定基準の改善を求める今後のとりくみ

1. 労働省などへの要請行動
   ①労働省へひきつづき交渉申入れる
   ②地公災基金本部・地方基金に対し全教・自治労連などと連係して、要請行動を行なう。
2. 国会・議員への要請行動
3. 自治体への要請行動
4. 関係団体会議との協議
5. 新認定基準の資料パンフ作成

（２）第２回活動者養成講座

日時 6月 9日 (金)pm1:00 ～
　　6月10日 (土)12:00まで

――――――――――――――

第３回学習交流集会

日時 6月10日 (土)pm1:00 ～
　　6月11日 (日)12:00まで

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

［国鉄労働組合］

『労安・職場点検の手引き』を発刊

1995年 3月発行　Ｂ６版 236頁

今回発行された『労安・職場点検の手引き』の「編集後記」に編集方針と内容について述べられていますので紹介します。

【編　集　後　記】

国労は、94年 7月の第59回定期全国大会で、国鉄がＪＲになって民営化されて以来、益々営利第一の安全を無視した「合理化」の強行により、ＪＲ社員ばかりでなく、多くのＪＲ関連の労働者の「いのちと健康」が脅かされていることに鑑み、また、事故を防止する立場から労基法や労働安全衛生法を重視し「職場の総点検、摘発運動」の取り組みを強化することを決定しました。

今回の手引きは本部が1982年に発行した「労働安全のてびき」「点検赤手帳」以来13年ぶりの発行です。

あの赤手帳の点検項目を引き継ぎ、安全衛生委員会の部分を若干補強し、関連する安全衛生法等の　条文を紹介したものです。

ともあれ点検摘発の取り組みは現行の最低労働基準の具体的条文等を「タテ」にして、現行の労働行政担当官の監督官に申告することにほかなりません。

この「手引き」がＪＲ職場の労働条件改善と国労組織の拡大の一助となることを期待してやみません。

（1995年 3月発行『手引き』より）

［第43回　栄総行動実行委員会］

渡辺労災裁判（損害賠償）早期解決を

3/7、間組へ要請書を提出

3/7、間組名古屋支店に提出した要請書の内容を紹介します。

要　請　書

1994年11月16日に実施しました第42回栄総行動において貴社に要請しました「株式会社嘉戸工務店・故渡辺一夫氏」に関わる「損害賠償等請求事件」訴訟の解決にむけて再度要請いたします。

過日、1 月26日に「渡辺労災裁判を支援する会」を代表して、全建設省労働組合東海地本・中谷副委員長と、弁護団の水野幹男弁護士、田原裕之弁護士および遺族の渡辺光子さんが同行して上京し、間組本社に要請したところです。

当日は、本社管理本部法務部部長石井和男氏と、国内法務課課長渡部修氏、労務安全部課長岡戸守氏の 3名の方が応対されました。

そして、「損害賠償等請求事件」訴訟の早期解決を要請するとともに「支援する会」で集めた 117団体、4200名の要請署名を提出してきました。

その後、名古屋支店としては、私どもの要請を受けてどのような早期解決の努力をされたのか具体的に御回答を頂きたく要請致します。

尚、御回答は 4月19日の第43回栄総行動といたします。

1995年 3月 7日

第43回　栄総行動実行委員会　印

株式会社　間組　名古屋支店御中

【健康・安全衛生相談日】

日時　3/23　4/13　4/20　5/18　5/25

午後１時から午後４時まで

担当　山田理事長（電話予約して下さい）

場所　労働会館本館3F健康センター

お知らせ

［名古屋過労死を考える家族の会］

傍聴で支援をお願いします

名古屋地裁　11F（1101 号法廷）

※日程が変更される場合もありますのでお確かめの上、お出かけください。

3/23（木）am10:30 ～12:00 森下さん
岐阜地裁3F

4/19（水）pm 1:30 ～3:00鈴木（美）

4/24（金）pm 1:30 ～3:00　遠藤さん
pm 3:00 ～4:30鈴木（俊）
（証人）

5/8　（月）pm 1:30 ～3:30渡辺（光）

5/19（金）pm 1:30 ～3:00　北口さん
（本人尋問）

5/26（金）pm 1:30 ～　　新井さん
（判決）

6/2　（金）am10:30 ～12:00 永須さん
（本人尋問）

6/14（水）pm 1:30 ～3:00　柏木さん
（証人：田淵 Dr）

職場の安全衛生

自治労連・安全衛生職業病対策委員会は、1994年10月リーフ『自治体労働者の労働安全衛生活動「あす、きのう、きょう」』を発行しましたので、ご紹介します。（Ｂ５版）

（ＮＯ．８４からつづく）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

＝補償・見舞金制度＝

公務災害にあったら どこの自治体でも 見舞金を

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

【ポイント１】

尊い死に報いていますか。

――――――――――――――――

仕事中の死亡事故は「公務に殉じた」として、自治体葬の実施、二階級特進、特別の見舞金などが社会の常識です。

よく警察官や消防職員の殉職が話題になります。清掃職員も建築技師も同じ公務員です。

自治体葬・特進・見舞金、あらためてその意味を考えてみましょう。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

【ポイント２】

あなたの町には 見舞金制度が ありますか。

――――――――――――――――

いのちの値段はますます高くなっています。

最近では、交通事故死亡の保険金が１億円の時代です。

仕事中に死亡したり、幸いに命をとりとめたものの大きな後遺症を残した場合↗

↙　公務員にはどんな補償があるのか、ご存じですか。

当然公務災害ですから労災補償は支給されますが、見舞金は自治体によって違います。

政令市の多くは、3000万円の見舞金制度があります。

これがまったくない自治体も多くあります。あなたのところはどうでしょう。

全国どこの自治体で働いても、不幸にして労働災害で亡くなった場合、その補償は同一であるべきです。

「自賠責」なみの見舞金制度を確立しましょう。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（ＮＯ．８６へつづく）

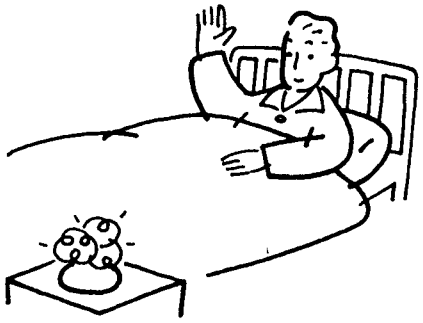

［谷口社会保険労務士事務所］

天災地変の労災補償は　？

阪神大震災で労働省弾力的運用通達

阪神大震災に際し、労働省では特例措置を多角的に実施しています。

労災保険も労働災害や通勤途上災害に対し、認定基準を弾力的に運用するよう非災地各府県の労働基準局に通達し、雲仙災害なみの適用が期待されます。

労災保険法の立場では、「天災地変は業務と無関係な自然現象であり、たとえそれが業務遂行性のあるとき（仕事中）に発生したとしても一般には業務起因性は認められない」としています。

ただし、業務の性質、作業環境、事業場施設の状況などから、地震等の影響を受けやすいという点が、一般常識でみて妥当なら、業務に伴う危険が現実化したものとして業務上災害と認められるケースがあります。

例えば、吹けば飛ぶような老朽社屋で作業し、たまたま地震が共働原因となって倒壊したときは、事業主の責任が問われ、業務上災害と認められることになるでしょう。

要するに「地震がひきがねになって」というのでなく、もともと倒れても不思議でないような危険が内在し、地震によって現実化したとみるわけです。

（1995.3たにぐち社労士事務所だより）

【劇 時伝人「希 求 座」】

名古屋公演決まる

とき　6月9日（金）～11日（日）

ところ　中村文化小劇場

劇　「突 然 の 明 日」

お知らせ

健康で人間らしく生き働くために

夜勤規制をすすめる実行委員会結成と（仮称）夜勤についての要求交流集会の開催

2/14に開催された「夜勤規制のとりくみについての懇談会」で確認された夜勤規制を社会的な大きな運動にしていくため、実行委員会結成の会合と夜勤の要求（全国的、産業別、職場など）をもちより内容を整理し、産業別、職場別に共通する規制に向けた運動を進めるため下記の日程で開催することになりました。

夜勤規制に関心のある多くの団体・個人の方々のご参加をお願い致します。

記

【日　時】　3月23日　（木）
午後6時30分より

【場　所】労働会館本館　2F第4会議室

【内　容】夜勤に対する規制の要求交流
参加者の報告と討論
司会・経過と報告（佐々木事務局長）
助言とまとめ　（山田理事長）

※　参加される団体の方は、要求資料を30部ほどお持ちくださるようお願い致します。